

令和6年12月1日に施行された内容で、申請時に特に注意いただきたい箇所については、赤字にて記載しております。

【提出書類】

1 必要書類

印鑑登録を行っている印を押印した認定申請書 1部

- ※1 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は事業実態のある事業所の所在地を記載してください。
- ※2 令和3年8月1日から、提出書類に記載する業種は、日本標準産業分類の細分類を記載することとなっておりますので、ご注意ください。
- ※3 認定申請書様式の選び方について

5号	通常の様式例	(最近3か月の実績と前年同期を比較)	
		指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5-イ(1)
		指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5-イ(2)
	創業者の様式例	(創業後1年3か月を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合)	
		指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5-イ(3)
		指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5-イ(4)
	原油高の様式例	(主要原材料である石油及び石油製品の価格上昇等)	
		指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5-ロ(1)
		指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5-ロ(2)
	利益率の要件	(為替相場の変動や人手不足等、外的要因による原材料費や人件費等の高騰による影響を受け、利益率が減少している場合)	
		指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5-ハ(1)
		指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5-ハ(2)

- ※4 指定業種と非指定業種を営んでいる場合は、一定期間における指定業種の売上高あるいは売上原価が、中小企業者全体の売上高あるいは売上原価の一定の割合を占めていることも条件に含まれる。

⇒ 通常様式…最近3か月における指定業種の売上高が中小企業全体の売上高の5%以上を占めていること。
 創業者様式…最近1か月における指定業種の売上高が中小企業全体の売上高の5%以上を占めていること。

原油高様式…最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めていること。

利益率様式…最近3か月間における指定業種の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めていること。

2 添付書類等

(1) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し

- (直近3か月以内に発行されたもの、コピー可、インターネット謄本不可)
- ・ 個人事業主は直近の確定申告書の写し(事業所の所在地の記載があるもの)
 (確定申告書に事業所所在地の記載がない場合は、許認可証や事務所の賃貸借契約書などの廿日市市内における事業所所在地が確認できる書類をご持参ください。)

(2) 売上高確認表

(3) (2)の資料の内容を挙証する資料

- ・ 指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類
 (取り扱っている製品・商品・サービスなど事業内容が確認できる書類、許認可証など)
- ・ 売上等減少を確認するための証拠書類
 (売上台帳、試算表) ※利益率要件を申請する場合は試算表

(4) 特殊事情により前年より前の同期と比較する場合

(特殊事情が発生した事業年度) 又は (特殊事情が発生する直前の事業年度) から現在までの全ての決算書

【留意事項】

- 1 本認定とは別に、金融機関及び広島県信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- 3 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状(代理申請者の氏名

を明記したもの) が必要です。

【問合せ先・申請先】※ 受付時の内容確認等のため、原則持参していただきますようお願いします。

廿日市市役所 産業部 産業振興課

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

TEL 0829-30-9140 FAX 0829-31-0999